**大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和７年８月分）**

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆　保険・年金

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 要望者区分 | 市民 | | | | |
| 要望日 | 令和７年５月23日（金曜日） | | 回答日 | 令和７年８月14日（木曜日） | | |
| 標　題 | 国民健康保険について | | | | | |
| 要望等の 概要 | （１）充当通知、還付通知等について、充当処理した保険料の変更があれば再度通知しなければならないのに通知されていない。  （２）令和６年度の国民健康保険料の当初決定通知書、納付書、督促状、差押の予告、差押調書等は何処に郵送したのか、また、公示送達をしたのか。  公示送達しているのであれば、そもそもの公示送達の処理が違法のため、決定通知書等もその後の変更決定通知書等もすべて無効である。  （３）住民票が異動できない特別な理由により国保資格適用された。その際に根拠書類を要求されたので預けたが、区役所は写しを取っていないと言っている。預かっていないと何故言えるのか、預かっていない、写しを取っていないことを疎明するのは行政手続法において市の責任である。 | | | | | |
|
| 対応方針 の概要 | （１）個別の状況につきましては、区役所へご確認ください。  （２）個別の状況につきましては、区役所へご確認ください。  （３）福祉局では、当該資料を預かったかどうかは、把握していません。 | | | | | |
|
| 担当部署 | 福祉局　生活福祉部　保険年金課（保険） | | | | 電話 | 06－6208－7965 |